

# 試 験 ・ 進 級

## (試 験)

1. 学業成績は、授業科目ごとに行う試験によって、これを定める。  
ただし、授業科目によっては、その他の方法で査定することができる。  
学業成績の評価には、出席状況、授業態度、レポートなどの提出物、授業中に実施した小テストの結果などを考慮することがある。
2. 試験には定期試験・追試験・再試験がある。卒業試験については別に定める。  
定期試験は、学年末または学期末に行う。ただし、授業科目によっては、所定の講義時間が終了した時点で行う。  
試験の欠席は原則として認めない。ただし、忌引または出校停止の場合は、再試験を行う。
3. 追試験は、定期試験で不合格となった者のために行う。追試験を受験する場合は、定められた手続きを期日（受験日の3日前）までに行わなければならない。  
前期試験または後期試験で定期試験の3分の2以上が不合格となった場合は、その後の追試験を受験することはできない。

## (受験資格)

1. 試験を受けるためには、次の条件を備えなければならない。
  - (1) 講義科目については授業時間の3分の2以上出席していること。
  - (2) 実習科目については授業時間の5分の4以上出席していること。
  - (3) 臨床実習については5分の4以上出席し、かつ欠席分の補習を行っていること。
  - (4) レポートなどの提出物が期日までに提出されていること。

## (成績評価・進級)

1. 学業成績の判定は、優、良、可及び不可の4種をもってこれを表し、優は80点以上、良は70点以上、可は60点以上、不可は59点以下とする。  
優、良、可をもって合格とする。不可が一科目でもある場合は、進級できない。